

県税の納税証明書の交付申請について

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業許可申請、所得税確定申告、金融機関の融資申込みなどのため、県税（法人県民税・事業税・地方法人特別税、個人事業税など）の納税額または未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類などをご準備の上、県税部窓口へ交付申請してください。

1 本人申請の場合

- (1) 申請書（県税部窓口へ備付。県のホームページからもダウンロードできます。）
- (2) 納税義務者の印鑑（法人の場合は代表者印）
- (3) 本人確認ができる公的書類（運転免許証等顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚）
- (4) 手数料 1通につき400円分の県証紙

2 代理人申請の場合

前記1(1)、(4)のほか、

- (5) 納税義務者の自署押印による委任状
（委任について、ご本人に確認させていただく場合がありますので、電話番号を記入ください。）
- (6) 代理人の印鑑
- (7) 代理人の本人確認できる公的書類（運転免許証など顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚）

納税証明書は、納税者のみなさんの大切な情報を証明するものですので、窓口での確認を厳格に行っております。ご理解をお願いします。

※郵送による交付申請もできますので、詳しくは県税部までお問合せください。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部 納税管理課 ☎22-8581 内線203

平成30年度保育所入所児童募集

佐井村保育所では、平成30年度の保育所入所児童を募集します。

保育所は、保護者の就労や病気などのため、家庭内において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育を行う施設です。

入所は、保護者のいずれもが次のいずれかに該当し、子どものための教育・保育給付に係る認定を受けている方が申し込みすることができます。

- ①保護者が就労している。（1ヶ月あたり48時間以上の就労）
- ②母親が妊娠中あるいは出産後間がないこと。（入所可能期間：産前3ヶ月、産後3ヶ月）
- ③保護者が病気やけがであったり、心身に障がいがあること。
- ④保護者が親族の介護・看護をしていること。
- ⑤保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥保護者が求職活動をしていること。（入所可能期間：3ヶ月、就労後延長可能）
- ⑦保護者が就学していること。

※なお、0歳児（6ヶ月児以上）保育の場合は、定員を3名としています。

■受付期間

平成29年12月1日（金）から平成30年1月12日（金）まで

■受付場所 役場住民福祉課

※「佐井村施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（兼保育所利用申込書）」は、役場住民福祉課および佐井村保育所に用意してあります。

なお、現在入所中の方で、昨年度、小学校就学始期に達するまでの入所を希望されている方については、12月初旬に役場から郵送しますので必ず期間内に提出してください。

【お問合せ】 住民福祉課 福祉・健康推進係 担当：木部